「電気最終保障供給約款」および「離島等供給約款」の変更について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項および第21条第1項の規定にもとづき、以下のとおり、「電気最終保障供給約款」および「離島等供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

1. 変 更 内 容

当社の供給区域内で特別高圧で電気の供給を受ける場合のみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が設定する標準的な小売料金メニューの燃料費調整に係る供給条件が変更されたことを踏まえ、「電気最終保障供給約款」および「離島等供給約款[※]」における燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限額の設定を廃止いたします。

※ 実施日以降に新たに特別高圧供給でご契約いただくお客さまを対象といたします。

2. 実施日

<電気最終保障供給約款> 2022年8月1日

<離島等供給約款> 2022年9月1日

(参照URL)

- ○最終保障供給約款変更届出書(令和4年7月21日)/電気最終保障供給約款(令和4年8月1日実施) https://www.okiden.co.jp/common/electricity-liberalization/guarantee/
- ○離島等供給約款変更届出書(令和4年7月21日) https://www.okiden.co.jp/common/clause/document/index.html
- ○離島等供給約款(令和4年9月1日実施)

https://www.okiden.co.jp/business-support/service/remote-island/

以上